



けんぽだより

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は
各健康保険組合等にお問い合わせください。

健診で「**要治療**」「**要精密検査**」と判定された方は早期の受診を!

健診結果はしっかり確認していますか?

- 健診の結果、治療が必要だと診断された方の約半数は医療機関への受診が確認できない状況にあります。
- 「要治療」「要精密検査」を未治療のまま放置すると、病気が進行し取返しのつかない事態を招きかねません。

例えば「高血圧」、「高血糖」、「脂質異常」を放置すると・・・

脳卒中



心筋梗塞



足の壊疽



このように、命に関わる病気を引き起こす可能性があります。
従業員様の心身や日常生活の負担はもちろん、事業所様にとっても大きな損失となります。

協会けんぽからのご案内

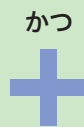
健診結果より「要治療」「要精密検査」と判定された方に、医療機関への受診をおすすめする
ご案内をお送りしています。

送付対象者

いずれか1つ

収縮期血圧
160mmHg以上
または
拡張期血圧
100mmHg以上

空腹時血糖
126mg/dl以上
または
HbA1c
6.5%以上



生活習慣病予防健診
受診後3か月以内に
医療機関を受診していない方

※送付対象者の方のうち、より重症域の方には受診状況等を再度確認させていただく場合があります。

事業主様、健診ご担当者様へお願い

協会けんぽもしくは委託業者からご連絡させていただくことがあります。
お電話があった場合は、対象の方へのお取次ぎにご協力いただきますようお願いいたします。



お問い合わせ先 保健グループ TEL 043-382-8313

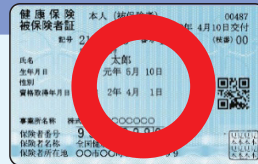
時間帯によってはつながりにくい場合がございます。ご迷惑をお掛けしますが、ご了承ください。

ご存じですか?柔道整復師(整骨院・接骨院)のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる場合、「協会けんぽ」から療養費としてその一部が支払われます。しかし、柔道整復師による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。負傷の原因や症状を正しく伝えたくてご受診ください。

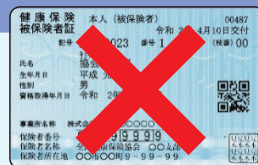
健康保険の対象となる場合

- 急性の外傷性の打撲・捻挫・および挫傷(肉離れなど)・骨折・脱臼
※骨折・脱臼については医師の同意が必要です(応急処置を除く)



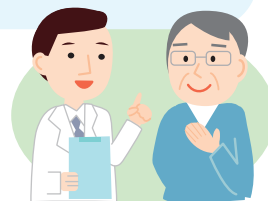
健康保険の対象とならない場合

- 単なる肩こり・筋肉疲労、過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善の見られない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療(応急処置を除く)等



柔道整復師にかかるときに気をつけるポイント

- 1 負傷の原因を正しく伝えましょう
- 2 療養費支給申請書の内容をよく確認し、必ず自分で記入しましょう
- 3 領収証をもらいましょう
- 4 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう
- 5 「ついでに他の部分も」とか「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です



詳しくは協会けんぽのホームページをご確認ください



風しん抗体検査を受けましょう(厚生労働省からののお知らせ)

日本では、平成30年から「風しん」の感染拡大が続いています。発熱や、咳、発疹等が主な症状で、無症状でも人から人へうつる可能性があります。

免疫を持っていない可能性が高い43~60歳(令和4年4月時点)の男性を対象に、原則無料で「抗体検査」と「予防接種」を受けられるクーポン券を、お住まいの市区町村から順次配布しています。

クーポン券が届きましたら、抗体検査の受検をご検討ください。

詳しくは厚生労働省のホームページをご確認ください



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

TEL043-382-8311 (代表)



お手続きは
郵送をご利用
ください



ご退職される方・扶養から
はずれる方の保険証は
速やかに返納ください。